

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

【一部改正】「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について」

昨年6月8日付け全住協第86号にて周知した低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務については、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続きについて、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う」とされたことを踏まえ、その内容が一部改正されましたのでお知らせします。

記

1. 主な改正内容

- (1) 宅地建物取引業者及び買い主の押印・署名の廃止
- (2) 譲渡後の利用用途について
- (3) 留意点

2. 通知資料

- (1) 「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について（令和2年国土動整第10号）」の改正について（国不動整第44号）
- (2) 【参考】低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について【R3.3.31改正後】
- (3) 【参考】低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について【R3.3.31改正後・見え消し】

※(2)(3)は全住協ホームページに掲載

https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/210331teimiriyo.pdf

3. 参考文書

令和2年6月8日付け全住協第86号

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について」

https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/200608teimiriyouototi-jouto.pdf

4. 問合せ先

(一社) 全国住宅産業協会 担当：澁田 TEL 03-3511-0611

以 上

一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
(公 印 省 略)

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について
(令和 2 年国土動整第 10 号)」の改正について

規制改革実施計画(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)では、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。これを踏まえ、「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について(令和 2 年国土動整第 10 号)」について、下記の通り、宅地建物取引業者が記入する様式において、宅地建物取引業者及び買主の押印を廃止するほか、所要の改正を行ったので通知する。本通知は令和 3 年 4 月 1 日から適用するものとする。

本通知は、本特例措置の運用に際し、宅地建物取引業者において行う事務について示すものであり、貴団体傘下の宅地建物取引業者に対する周知方宜しくお願い致します。

記

一 宅地建物取引業者及び買主の押印・署名の廃止について

別記様式①-2、別記様式②-1(宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)及び別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)において、宅地建物取引業者・買主の押印・署名を廃止し、記名を求めることとした。

二 譲渡後の利用用途について

別記様式②-1(宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)及び別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)において、本特例措置の適用が認められる譲渡後の利用用途について、一定の設備投資を行わずに土地を利用する場合は本特例措置の適用が認められない点について明記した。

三 留意点

改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することとして差し支えない。